

## 新型コロナウイルス感染症の影響に関し、 セーフティネット保証4号の発動を踏まえた対応を実施します

**認定申請受付を開始**      **別枠で保証料全額助成の融資メニューを創設**

国は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業への資金繰り支援措置として、セーフティネット保証4号を発動することを決定しました。この措置により、新型コロナウイルス感染症による影響を受け売上高等が減少している中小企業は、市区町村長の認定を受けることで、一般保証とは別枠の保証が利用可能となります。

これに伴い、本市においても**セーフティネット保証4号の認定申請受付を3月2日（月）から開始**します。

また、この認定を取得した方向けの制度融資メニュー「**新型コロナウイルス感染症対策特別資金**」を創設します。このメニューでは、通常の保証限度額とは**別枠**（原則）で、**最大2億8,000万円**の利用が可能となるほか、信用保証料についても、**横浜市が全額助成**します。

### 1 セーフティネット保証4号の認定申請受付について

本日より横浜メディア・ビジネスセンターで、新型コロナウイルス感染症の影響に関しセーフティネット保証4号の認定申請受付を開始します。

#### <横浜メディア・ビジネスセンター認定窓口>

**3月2日（月）から受付開始**

場 所：横浜市中区太田町2-23 横浜メディア・ビジネスセンター7階  
電話：045-662-8931 ファックス：045-651-3518  
受付時間：平日 午前8時45分～11時 午後1時～4時

#### ※申請手続・必要書類について

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/yushiseido/nintei/safety.html#safety4gou>

### 2 認定を取得した方向けの融資メニューについて

新型コロナウイルス感染症の影響に関しセーフティネット保証4号の認定を取得した方向けの融資メニューとして、「新型コロナウイルス感染症対策特別資金」を創設します。

#### <「新型コロナウイルス感染症対策特別資金」の主な特徴>

**3月2日（月）から横浜市信用保証協会にて相談受付開始**

◎通常の保証限度額とは「**別枠**」（原則）で**最大2億8,000万円**の利用が可能\*

\*他のセーフティネット保証との合算となります。

◎信用保証料は**横浜市が全額助成**

◎**据置期間は制度融資で最長の24か月以内**

※**実施期間：令和2年6月1日まで**\*（セーフティネット保証4号の指定期間と同期間）

\*令和2年4月以降の実施については、市会での予算の議決後に確定します。

## 「新型コロナウイルス感染症対策特別資金」の概要

資金名	「新型コロナウイルス感染症対策特別資金」	【参考】経済変動対応資金 ※令和2年2月5日拡充済
融資対象者	<p>新型コロナウイルス感染症の影響に関して、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく認定（セーフティネット保証4号の認定※）を受けた方</p> <p>※セーフティネット保証4号の主な認定要件                      (1) 指定地域において1年以上継続して事業を行っていること。                      (2) 新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。（売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要）</p>	<p>次のいずれかに該当する方</p> <p>1 (略)                      2 (略)                      3 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の純売上高が、最近3か年のいずれかの年の同月と比較して、5%以上減少している方                      4 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上高総利益率が、最近3か年のいずれかの年の同月と比較して、5%以上減少している方</p>
資金使途	運転資金・設備資金（借換えも可）	運転資金・設備資金（借換えも可）
融資限度額	<p><b>2億8,000万円以内（別枠※）</b></p> <p>※資金使途が借換えの場合、信用保証制度上の制約により、別枠とならない場合があります。この場合、セーフティネット保証4号の認定書の提出に代わり、本市所定様式の提出が必要となります。                      ※通常の保証限度額とは別枠ですが、他のセーフティネット保証との合算となります。</p>	8,000万円以内
融資期間	<p>運転資金 10年以内                      設備資金 15年以内</p>	10年以内
据置期間	<b>24か月以内</b>	12か月以内
融資利率	<p>1年以内：年0.8%以内                      3年以内：年1.2%以内                      5年以内：年1.4%以内                      10年以内：年1.6%以内                      10年超：年2.0%以内</p>	<p>1年以内：年0.9%以内                      3年以内：年1.2%以内                      5年以内：年1.4%以内                      5年超：年1.6%以内</p>
信用保証料助成等	<b>横浜市が全額助成</b>	<p>横浜市信用保証協会が0.1%割引                      横浜市が1/4助成</p> <p>※助成及び割引は融資額5,000万円分を上限</p>

\*融資を受けるには、取扱金融機関にお申込みいただき、審査を受ける必要があります。（取扱金融機関の一覧は横浜市のホームページにて御案内しています。）

\*「経済変動対応資金」については、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市内中小企業への資金繰り支援として、令和2年2月5日に拡充した部分のみを記載しています。

### 【参考】セーフティネット保証4号の概要

自然災害等の突発的事由（噴火、地震、台風等）により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証（100%保証）を行う制度です。

#### <対象中小企業者（認定要件）>

- (1) 指定地域において1年以上継続して事業を行っていること。
- (2) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。（売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要）

◇セーフティネット保証4号の認定に関するお問合せ先：経済局金融課相談認定係（Tel）045-662-8931

◇「新型コロナウイルス感染症対策特別資金」の内容に関するお問合せ先：経済局金融課金融係（Tel）045-671-2592

お問合せ先
経済局金融課長 長谷川 政男 Tel 045-671-2586

※本件は、横浜経済記者クラブへも同時発表しています。